

「放射性同位元素陸上輸送安全対策検討会」の報告(平成20年12月17日)について

1. 経緯

- ① (社)日本アイソトープ協会(荷主)が、平成20年9月24日に京都医療科学大学(京都府南丹市)に向けて発送した放射性同位元素(リン32、量1ミリリットル)が、到着予定の翌25日になっても到着せず、いまだにその所在が不明である事案が発生。
- ② 貨物自動車運送事業者である、大阪航空サービス(株)が放射性輸送物を運搬する際に遵守すべき法令(運搬規則)を遵守していなかった。



10月17日に検討会を設置。12月17日の第四回会合にて、「報告」をとりまとめ。

2. 報告において示された対策(混載運送を前提)

(対策の実施状況等により、必要に応じて追加の検討を行う)

(2)万が一の紛失の際でも適切な取扱いを確保する対策

輸送物表面の注意書き追加、輸送物の中への注意書きの同封。

(1)紛失防止対策

委託先が①及び②の要件を満たしていることを確認のうえ、放射性輸送物の運送を委託。

- ① 紛失(誤配送、盗難等を含む)に備えた、適切な方法による荷物の追跡管理の実施。
- ② 荷物の輸送、仕分け、保管の過程におけるセキュリティ措置の実施。

荷主

貨物利用運送事業者

貨物自動車運送事業者

(3)運搬規則の遵守確保策

委託先に、放射性輸送物である旨及び運輸規則の適用がある旨を明確に伝達。

荷物の表面に放射性輸送物である旨を記載。

荷物の表面に放射性輸送物である旨を確認。

委託する際にチェックリストを用いて委託先の法令遵守状況を確認。

チェックリストを用いて自社の法令遵守状況を確認。

(4)紛失発生時に関係者がとるべき措置

- ①法令に基づく報告、②広報による国民への注意喚起等、③放射性輸送物の搜索、④緊急時の連絡体制の構築

3. 国土交通省の対応

- トラック運送事業者団体、貨物利用運送事業者団体、放射性輸送物の荷主に対し、文書を発出するとともに、あらゆる機会・方法により、関係者が対策を実施するよう徹底する。
- 運搬規則の遵守状況の確認のためのチェックリスト例を作成する。